

## 第7章 届出制度

7-1. 居住誘導に関する届出	78
7-2. 都市機能誘導に関する届出	79

## 7-1. 居住誘導に関する届出

### (1) 届出の義務

- ・居住誘導区域外への住宅開発等の把握を目的として、居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、行為の種類や場所等について、市長への届出が必要となります。

#### 【居住誘導区域外で届出が必要となる行為】

開発行為	建築等行為
<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が<math>1000m^2</math>以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 <math>1,300m^2</math> 1戸の開発行為  届</p> <p>800m<sup>2</sup> 2戸の開発行為  不要</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

### (2) 届出の時期

- ・届出は、上記の行為に着手する30日前までに行う必要があります。

## 7-2. 都市機能誘導に関する届出

### (1) 届出の義務

- ・都市機能誘導区域外への誘導施設の立地状況の把握を目的として、都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行う場合、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、行為の種類や場所等について、市長への届出が必要となります。なお、他区域で設定し、当該区域で設定していない誘導施設に関する開発行為や建築等行為を行う場合も届出が必要です。
- ・また、都市機能誘導区域内の既存施設の休止又は廃止を事前に把握することを目的として、都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、都市再生特別措置法第108条の2の規定に基づき、市長への届出が必要です。

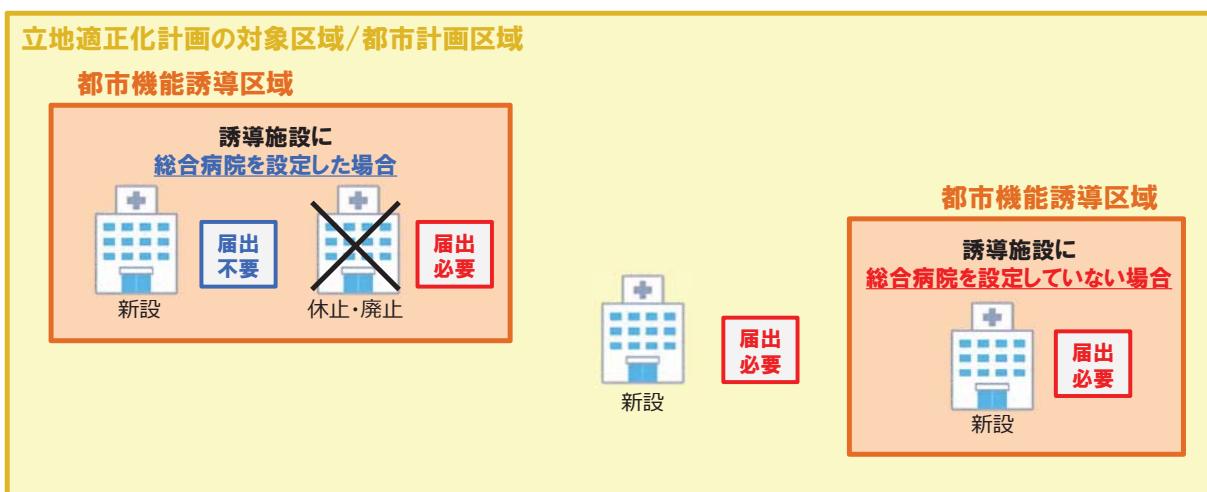
#### 【都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為】

開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
	③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

#### 【都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為】

休止・廃止	① 誘導施設を休止または廃止する場合
-------	--------------------

#### 【都市機能誘導区域内外での届出の例】



### (2) 届出の時期

- ・届出は、上記の行為に着手する30日前までに行う必要があります。

